

仕 様 書

1. 件名

豊島区妊産婦・子育て世帯等の居場所事業実施業務委託

2. 事業の目的

豊島区では、外国にルーツを持つ母親が年々増加しており、言葉や文化の違いによって孤立しやすい現状がある。一方、日本人の母親も「理想の子育て像」や「一人でがんばらなくてはいけない」という重圧の中で、孤独や不安を抱えている。

また、豊島区には多くの外国人が暮らしており、多文化共生が進む一方で、接し方が分からないという声も多い。特に育児期の母親は働く・働かないで分けられがちで、多様性を尊重する対話や学びの場が不足している。

このような状況の中で、本業務は、外国籍を含めた妊娠中から乳幼児を子育て中の家庭の、居場所・相談・ピアサポート（仲間同士の支え合い）を一体的に行う「妊産婦・子育て世帯等の居場所（以下、居場所という。）」を設置・運営し、多文化共生の子育て拠点として、「孤立」「孤育て」を防ぐ、子育て支援を推進するものである。

また、多様性の理解と交流を推進するため、意識変容に向けた講座や食や文化を通じた多文化交流のイベントを合わせて開催する。

3. 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

ただし、居場所の開設日は、区と協議のうえ決定する。（7月中旬～下旬を予定）

4. 履行場所

所在地：豊島区東池袋4-42-16（池袋保健所仮庁舎跡施設1階）

5. 支援対象者

様々な国籍の妊娠中から乳幼児を子育て中の家庭

6. 業務内容

（1）基本方針

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流を促進すること。
- ・子育て等に関する相談、援助を実施すること。
- ・地域の子育て関連情報を提供すること。
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。（月1回以上）

(2) 居場所について

本業務は、外国籍を含めた妊娠中から乳幼児を子育て中の家庭の、交流・相談・ピアサポート（仲間同士の支え合い）を一体的に行う「居場所」を設置・運営する。

- ・原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- ・利用者が安心して利用できるよう工夫を図り、安全や衛生に配慮すること。
- ・子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤でも可）
- ・ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。
- ・開設予定場所は別紙1のとおり。施設の改修（修繕）、備品類の設置等により、適切な居場所となるよう環境整備を行うこと。（室内に流し台あり。施設内に授乳室あり。）
- ・施設の残置予定物品は別紙2のとおり。本事業において利用可能予定であるが、残置が確約されたものではない。
- ・居場所の開設に向けた、各種準備業務、広報活動等を行うこと。

(3) 相談支援について

- ・妊娠、出産、育児等の相談に応じ、不安等への対応を行うとともに、必要な知識や技術を身に付けられるよう、指導を行うこと。
- ・助産師を配置し、妊娠・出産・育児等に関する相談支援を行うこと。
- ・多言語スタッフを配置し、スムーズな相談支援を行うこと。
- ・多言語対応は、中国語、ネパール語、ベトナム語、ミャンマー語、英語、ベンガル語、韓国語での対応を必須とする。
- ・利用者から相談があった場合は、相談記録を作成し、潜在的な困りごとの把握に努めること。

(4) ピアサポート（仲間同士の支え合い）について

- ・多言語スタッフを配置し、効果的なピアサポートを実施すること。

(5) 講習・イベントについて

- ・子育てに関わる者が、無意識の偏見やジェンダー等について理解を深め、子どもに関わる力を育む講座を開催すること。
- ・食や文化を通じた多文化共生イベントを実施すること。

(6) その他

地域支援の取り組みとして、次の4つのうちいずれか1つ以上を実施すること。

- ・高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- ・地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- ・地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- ・本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

7. 職員体制

居場所には以下の役割を基本とした、業務に必要な人数を配置すること。また、会議等で不在になる場合に相談業務に支障がないよう人員を配置すること。

(1) 業務責任者

本事業の実施について、業務全体のマネジメント及び区との連絡調整を行うための責任者を定め、業務開始前に書面により区に通知すること。業務履行期間中に、やむを得ず責任者を変更する場合は、区と協議すること。

(2) 居場所運営スタッフ

運営スタッフ1名以上の配置を行うこと。業務責任者との兼務は不可とする。

8. 実施体制

- (1) 事故や災害等の発生時に関係各所へ適切に連絡できるよう緊急連絡先等、安全管理上必要な情報を管理すること。
- (2) 印刷物等による情報発信や、利用者とのコミュニケーションについては、母語による相談のほか、「やさしい日本語」(外国人等にもわかるように配慮して、簡単にした日本語)を使用するよう努めること。
- (3) 支援を必要とする対象者等に本事業の内容等を周知するため、リーフレットやチラシの作成等の広報活動を行うこと。
- (4) 受託者は支援対象者への挨拶、声掛けを実施すること。また、受託者の身だしなみは適切なものになっていること。
- (5) 受託者は事業の運営方法等について苦情等を受けた場合は、適切な対応を行い、誠意ある解決を図るとともに、その内容及び結果等を区に報告すること。

9. 関係書類の提出及び管理

(1) 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに、業務計画書を作成し業務着手前に区に提出すること。業務計画書は以下の内容を記載するものとする。

- ① 履行内容、履行場所、履行期限、代表者の氏名、連絡先
- ② 年間業務計画表
- ③ 業務責任者、運営スタッフ等の氏名
- ④ 事故・トラブル等が発生した場合の緊急時連絡体制
- ⑤ 災害時(大規模地震、感染症の流行、台風及び大雪等)の対応指針
- ⑥ その他 必要事項

(2) 活動報告書

受託者は、活動状況を月ごとにとりまとめ、当該月の翌月15日(土日祝日の場合は翌営業日)までに区に活動報告書(様式自由)を提出すること。

(3) 区への報告会議の開催

毎月1回程度、業務責任者、現場スタッフ等が出席して、現状報告や問題提起、意見交換等を行い、よりよい運営や支援ができるように努める。また、会議の記録を作成し、区に提出すること。

(4) その他の書類の作成・提出

受託者は、上記のほか、区との協議に基づき、適宜必要な書類を作成し提出すること。

(5) 書類の管理・保存

本事業の実施において作成した書類は、業務終了後 5 年間保存すること。

10. 安全管理

- (1) 事業実施中の事故発生に備えて、必要な各種保険（傷害保険等）に加入すること。
- (2) 受託者が業務上起こした事故により区又は第三者に損害を与えた時は、受託者はその損害について賠償責任を負うこととする。
- (3) 受託者は、常に業務従事者の健康管理に留意の上、健康状況を把握し、業務に支障がないようにすること。

11. 再委託

受託者は、本事業について、全部または一部を第三者に再委託してはならない。

12. 個人情報の取扱いについて

受託者は個人情報の適正な管理に十分配慮し、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう周知徹底を図ること。また、受託期間中に 1 回、個人情報の取扱いの遵守状況について報告を行うものとする。万が一、事故が生じた場合は速やかに区に報告すること。

受託者においてもプライバシーポリシーや個人情報保護、情報セキュリティに関する内部規定を整備すること。

13. 支払い方法

本契約における委託料の支払いは、毎月払いとし、区は、検査合格後、当該実績月の翌月に、適法の請求を受けてから 30 日以内に支払うものとする。なお、支払いは口座振込により行う。

14. 利用料

原則として、受託者は、本事業の利用者から利用料を徴収してはならない。ただし、必要な実費については、本人了承のもと、この限りではないものとする。

15. 経費負担

(1) 区の負担

施設運営・維持管理業務に必要な経費（光熱水費、小破修繕料、一般廃棄物収集・運搬処理業務費、産業廃棄物収集・運搬処理業務費、各種保守点検費）は区の負担とする。

(2) 受託者の負担

施設運営・維持管理・施設内装整備業務に必要な経費（材料費等）

16. その他

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用する場合は、自動車の種類はディーゼル自動車以外の自動車（天然ガス車、LPG車、ガソリン車等）又は、「都民の健康と安全を確保する環境に関す

る条例」(平成12年東京都条例第215号)に適合するディーゼル自動車を使用すること。

なお、ディーゼル自動車を使用する場合は、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証

(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

また、業務履行、書類提出、打合せ等で本庁舎等区施設に来庁する場合の駐車場にかかる費用については、受託者の負担とする。

(2) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(平成30年条例第86号)を遵守し、また、豊島区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成28年5月31日施行)の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。

(3) 本契約の履行に当たっては、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」、「豊島区男女共同参画推進条例」及び「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を踏まえ、性自認及び性的指向に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

(4) 仕様書に定めのない事項については、双方協議の上定める。

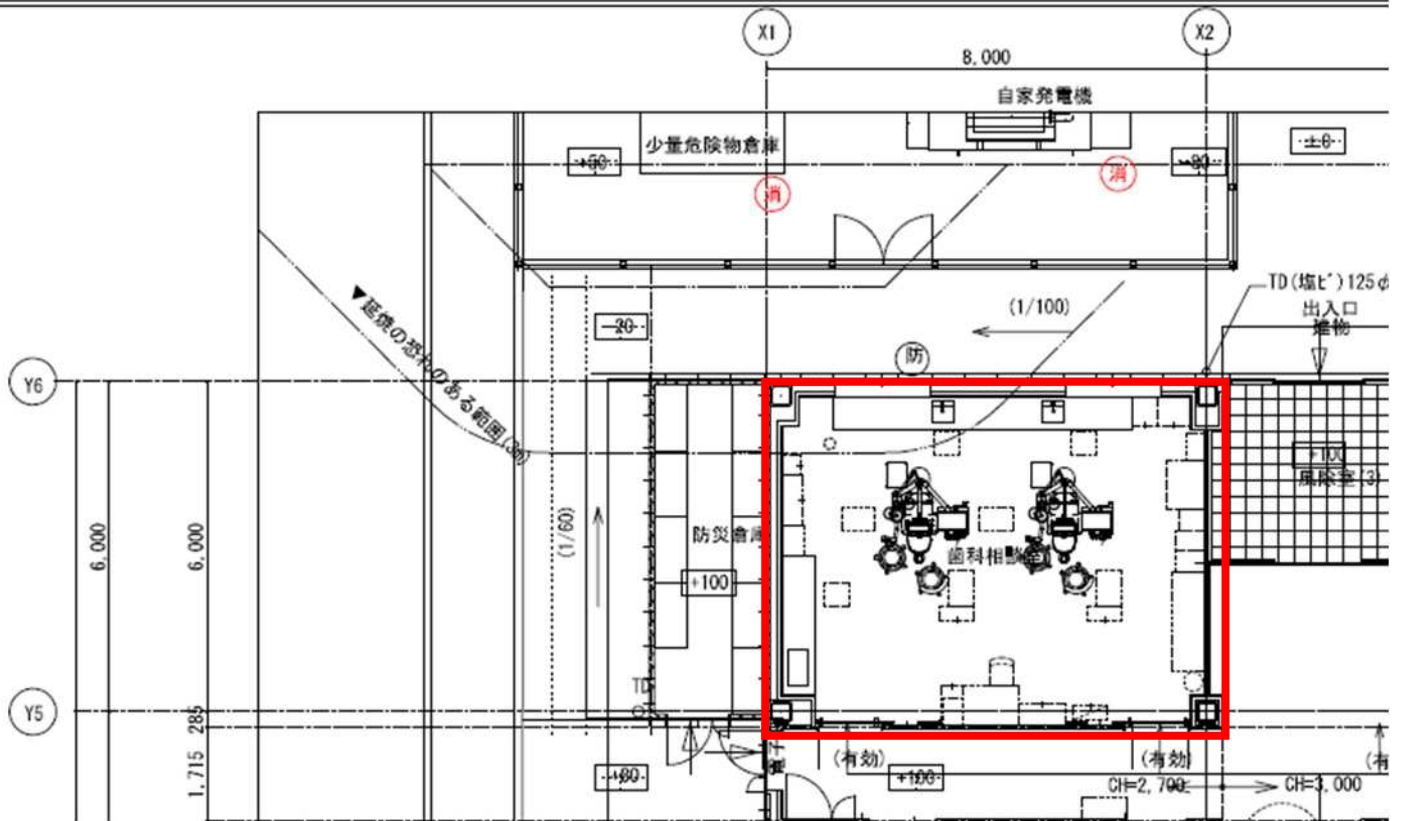
《担当》 子ども家庭支援センター 管理グループ 平山
内線 03(6858)7822

【別紙1】豊島区妊産婦・子育て世帯等の居場所の開設予定施設について

■所在地：豊島区東池袋4-42-16（池袋保健所仮庁舎跡施設1階 旧歯科相談室）

■広さ：約48㎡

■図面（参考）



■室内写真（参考） ※備品類は撤去されます。



【別紙2】残置予定物品について

※本事業において利用可能予定であるが、残置が確約されたものではありません。

商品名	数量	単位	寸法(mm)		
			W	D	H
ホワイトボード	1	台	1,200	50	1,850
案内板	1	台	350	350	1,280
サーキュレーター	1	台	350	200	400
おむつ交換台	1	台	650	800	800
ベビー体重計	1	台	1,050	750	1,150
加湿器	1	台	400	200	300
衝立	2	台	800	40	1,600
冷蔵庫	1	台	450	500	700
レンジ	1	台	450	400	280
デスク	1	台	1,000	700	700
事務チェア	1	台	680	650	1,200